

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務(令和7年8月31日 終了)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝日町は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報の漏洩やその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

三重県朝日町長

公表日

令和8年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症等対策に係る予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法の規定に基づく予防接種及び予防接種法に準じて行う新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、ワクチン接種記録システム（VRS）、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項（利用範囲）別表の10の項 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム（VRS）を用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]

②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・情報照会の根拠 16の2の項、17の項、18の項、19の項 ・情報提供の根拠 16の2の項、16の3の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て健康課
②所属長の役職名	子育て健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	広報・町民課 510-8522 三重県三重郡朝日町大字小向893番地 059-377-5653
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子育て健康課 住所：三重県三重郡朝日町大字小向893番地 TEL:059-377-5652
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス制限の管理及びユーザー認証の管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月31日	1.①事務の名称	新型コロナウイルス感染症等対策に係る予防接種に関する事務	新型コロナウイルス感染症等対策に係る予防接種に関する事務(令和7年8月31日終了)	事後	
令和7年8月31日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲)別表の10の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和7年8月31日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表第二省令」という。)(別表第二省令における情報提供の根拠) 第12条の2、第12条の2の2(別表第二省令における情報照会の根拠) 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・情報照会の根拠 16の2の項、17の項、18の項、19の項 ・情報提供の根拠 16の2の項、16の3の項	事後	
令和7年8月31日	8. 人材を介在させる作業	なし	追加項目	事前	新様式への変更
令和7年8月31日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	追加項目	事前	新様式への変更
令和8年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正	企画情報課 510-8522 三重県三重郡朝日町大字小向893番地 059-377-5663	広報・町民課 510-8522 三重県三重郡朝日町大字小向893番地 059-377-5653	事後	
令和8年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年3月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものと変更
令和8年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年3月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものと変更